○北陸地方整備局告示第七十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十六年五月十四日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

北陸地方整備局長　野田　徹

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：嫌気分離接触ろ床方式

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉３丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役　谷口　敏
工場の所在地及び名称	石川県能美市岩内町１番地３　アムズ㈱　白山工場 石川県白山市大竹町口73番地　アムズ㈱　大竹工場 石川県かほく市高松丙23番地11　日研産業㈱ 福岡県宮若市宮田918番地の11　㈲大勝工業

認定番号	浄化槽の名称
4－14－H－001(10)－5	アムズ　ＣＸＮ２－５型
〃　－6	〃　ＣＸＮ２－７型
〃　－7	〃　ＣＸＮ２－10型

○近畿地方整備局告示第百七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年六月六日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人大阪住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	青木　敏江
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年四月十四日

○近畿地方整備局告示第百八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年六月六日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社技研

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	大屋　周三
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年六月六日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	小林　正人

(2)　変更年月日

平成二十六年五月十六日

○四国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百九十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡越知町野老山字山ノ下タ九〇九番六から同町野老山字山ノ下タ九〇一番一まで	前	二〇・一一～二五・七（メートル）	二三五（メートル）
	後	二〇・七八～四〇・九五	〇・〇三五（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河東郡上士幌町字黒石平国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署三六林班い小班地内	前	二五・〇八～三六・五二（メートル）	二三四（キロメートル）
	後	二七・〇五～四六・七六	〇・二三四

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部